

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

京都府

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、農業の持つ国土保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化継承など、農産物生産以外の多面にわたる機能の発揮や保全を促進するため、京都府の基本方針を策定する。

第 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 現況と課題

京都府は中山間地が全体の約 7 割を占め、盆地が広がる平地部と背後の山間地・丘陵地で、水田農業を中心に環境に配慮した良食味米の生産をはじめ、黒大豆、小豆などの土地利用型作物やみず菜、九条ねぎ、万願寺とうがらしなどのブランド京野菜の生産が行われている。また、南部地域においては、水稻に加え、茶や花きなどの集約作物の生産が展開されている。

併せて、集落協働活動による農業用施設の適正な維持や保全が行われることにより、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化継承など農業の有する多面的機能が発揮されている。

京都府では「京力農場づくり事業」等により、集落営農組織や農作業受委託組織など地域ぐるみの組織的経営体、大規模企業的経営農業者など担い手の育成が進みつつあるが、小規模零細な農家が多く、過疎化・高齢化の進行に伴い、担い手不足や地域コミュニティの弱体化が深刻となっている。

地域農業は集落協働活動と生産活動が一体となって展開されることにより維持され農業の有する多面的機能が発揮されることから、条件不利地の格差補正、環境に配慮した農業生産活動、地域資源の保全などを支援し、多様な担い手の活躍による府内の農山村地域の振興を積極的に図る必要がある。

2 目標

京都府において、農業者と地域住民等の集落協働組織や関係団体との協力体制を整備し、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる多面的機能支払及び第 2 号に掲げる中山間地域等直接支払、第 3 号に掲げる環境保全型農業直接支払を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

さらに、多面的機能支払等の導入と併せて「京力農場プラン」の作成や「農地中間管理事業」等を活用した担い手への農地の集積拡大の取組を推進することにより持続性の高い地域営農体制を再構築につなげる。

第 2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

1 多面的機能発揮促進事業

多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施する多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払及び市町村が必要と認める事業とする。

2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定

区域の設定に当たっては、法の趣旨、国の基本指針を踏まえ、自然的条件や地域の特性を鑑み、農業者団体等による前項に定める事業を推進すべき区域を市町村が実情に応じ、促進計画に設定することとし、その際には、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとする。

3 重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域の設定

法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って市町村が指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や府との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の作成について

市町村は法第6条第1項に基づく促進計画を作成するに当たっては、以下に留意の上、府と協議すること。

2 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

3 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

4 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

5 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

6 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 地域の推進体制

地域の特性を踏まえ、農業生産や農業施設管理の状況、取組の実態、組織体制等に
応じた、きめ細かい指導・助言等、総合的な観点から農業者団体等に対し、支援を行
う、京都府、市町村、京都府農業協同組合中央会、京都府農業会議、京都府土地改良
事業団体連合会で構成する協議会を設置し、「多面的機能支払」、「中山間地域等直
接支払」及び「環境保全型農業直接支払」の各種の取組の効果的な促進を図る。

2 第三者機関の設置

京都府は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する施策が計画的かつ効果的
に推進されるよう、学識経験者等による第三者委員会を設置し、「多面的機能支払」、
「中山間地域等直接支払」及び「環境保全型農業直接支払」の実施状況の点検や効果
の評価、農村地域の活性化方策の検討等を行う。

3 関係施策との連携

京都府では「多面的機能支払」、「中山間地域等直接支払」及び「環境保全型農業
直接支払」の3つの事業を持続可能な農業生産の基礎を支える重要な施策として位置
づけ、水田活用をはじめとした京野菜等の生産拡大などの生産振興対策や新規就農者
の育成、農地中間管理事業を活用した農地集積の推進などの担い手育成対策、明日の
「京都村」づくり、共に育む「命の里」づくりをはじめとした活力ある村づくりを推
進する地域振興対策と密に連携し、農山村地域の振興を図る。